

## 令和元年12月第4回室戸市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 令和元年12月10日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 淵 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 亀 井 賢 夫	6番 小 椋 利 廣
7番 脇 本 健 樹	8番 久 保 八太雄	9番 濱 口 太 作
10番 山 本 賢 誓	11番 町 田 又 一	12番 堺 喜久美

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	長 崎 潤 子
事務局次長兼班長	谷 村 直 人
議事班 主任	村 田 茉 莉
議事班 主事	市 川 賢

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	久 保 寛 人
総務課長併選挙管理委員会事務局長	黒 岩 道 宏	企画財政課長	山 本 康 二
財産管理課長	西 村 城 人	税 務 課 長	西 岡 佳 久
市民課長	上 松 富士樹	保健介護課長	辻 さおり
地域医療対策課長	松 下 善 徳	人権啓発課長	寺 岡 弥 生
産業振興課長併農業委員会事務局長	中 屋 秀 志	建設土木課長	岡 本 秀 彦
観光ジオパーク推進課長	和 田 庫 治	債権管理課長	山 崎 桂
防災対策課長	大 西 亨	会計管理者兼会計課長	濱 田 亮 士
福祉事務所長	小 松 達 也	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	宮 脇 誠
水道局長	森 岡 光	消 防 長	藤 本 昇
監査委員事務局長	中 岡 佳 子		

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（堺 喜久美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。長崎議会事務局長。

○議会事務局長（長崎潤子君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名、全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。脇本健樹議員。

○7番（脇本健樹君） おはようございます。7番脇本。12月定例議会において一般質問をさせていただきたいと思っております。

1番、市長の施策について。

さきの選挙で、新しい高知県知事が誕生しました。県民の多くは、尾崎前知事継続路線で行く選択をし、四万十市出身の方が後継者となりました。しかし、知事選挙投票率は50%以下と、残念ではあります。高知県は、何事も以前から西高東低と言われております。東が低い理由としては、協調しない、足並みがそろわない、課題を打開する力が弱い、遅いなどと言われております。協調するということでありますが、室戸と安芸の間には、中芸5カ町村があり、広域として何かと協力しております。現状として、西のほうと比べ、多方面で置いてけぼりを感じております。ほかの自治体との連携は、今後どのようにしていくのでしょうか。県の仕事、責任は、県民の命を守る、財産を守ることが大切なことでもあります。室戸市においても同じことでもあります。室戸の課題は、第1に医療体制の充実です。もちろん災害時の対処も並行して準備しておかなければなりません。また、有事の際の道路、物資等のルート確保や備蓄倉庫等の確保も必要です。

そこで、市長は新しい濱田県政に何を期待するのか、どう協調するのか、どう行動するのか、そのためには市役所職員をどう指導するかなどの点を含んでお聞きします。

まず、(1)医療についてですが、診療所整備において、19床のベッド数確保が望まれましたが、安芸区域での地域医療構想調整会議において次点となったが、この件についてどのようにお考えか。最終判断で市長や担当課に油断や抜かりがあったのではないかと。開会日の行政報告の中にもありましたが、私は室戸病院存続と医療体制の充実への請願書も出した経緯がございます。請願書に署名した方々ももちろん気にしていますので、明確な答弁を求めます。

(2)ふるさと納税についてですが、室戸市のふるさと納税の状況、今後の展開はどのように推移すると思うか。また、使い道については何か妙案があるのか、お聞きします。

(3)新しい知事及び新県政と室戸のためどのようなことに取り組んでいきますか。

(4)安芸広域などの近隣市町村との協力関係発展についてどのようにお考えでしょうか。

2番、ブロードバンド整備について。

昨年9月議会でも質問しましたが、インターネット環境についてお聞きいたします。

インターネットの急激な利用者増加により、接続等不安定な状態が続く問題は、ルーター取りかえ等で一定解消されるとお聞きしましたが、ページ移行にはまだ時間がかかり過ぎるや、つながりにくいとの声があります。確かに以前より速度が上がっているとは感じておりますが、曜日や昼夜問わずつながりにくいときがあります。利用者が多い曜日や時間帯とは関係ないと思われまます。以前は、パソコンの処理能力も関係あるのではないかとも言われましたが、現在自宅にW i - F iを設置したところ、W i - F iにつながるまでに渋滞しております。パソコン云々ではないようです。パソコンが繋がらず迷走しているときには、もちろんW i - F iの電波も飛んでない状態ですので、スマホはW i - F i電波を受信せず、使用することがしばしばあります。10月からの消費増税に伴い、キャッシュレス5%還元が来年6月まで続くようで、楽天ペイに代表されるようなキャッシュレス決済が多くなってきております。また、今後もクレジット決済がふえてくると予想されます。ネット通販でのオンライン決済も多くなっており、その中でアマゾンを利用している方から、つながるのが遅いとの声が聞こえてきました。また、作業上、ログイン画面での戻りも頻繁で、仕事での支障も出ているとの声があります。キャッシュレスの恩恵は来年6月まであり、今後も利用者がふえてくると思います。室戸の小規模なお店でも、時代の流れからいってキャッシュレスの対応が望まれることとなります。キャッシュレスの対応の仕方によるのですが、初期投資等での問題はあり、対応するか否かのところですか。その入り口のネット環境問題が不安でちゅうちょしている感も否めません。また、多くの観光客と接する方から、室戸のネットはつながりにくいとお聞きします。これは、携帯での話ではなく、W i - F i使用でのことだと思われまます。これらのネット環境は、移住者や移住予定者の移住条件の上位に来るものであり、観光客にとっても企業誘致にとっても必須事項であります。

そこで、次の点をお聞きします。

(1)W i - F iについて。

室戸市のフリーW i - F iはどこにあり、どのような接続状況であるのでしょうか。

(2)A D S Lと光回線について。

室戸市においては、A D S Lのほうが速いぞという皮肉も聞こえますが、地区によってはA D S Lが光より利用環境が恵まれているのか。また、現在光回線しか選択方法はないのでしょうか。

(3)インターネット環境の充実について。

いつまで市民に苦情を言われるのか。この状態等の解決方法についてお聞きします。

### 3番、空き家対策。

ことしの台風発生は、11月末現在、28個発生し、日本上陸5回、暴風雨、強風雨域圏内は合わせて10回と、2回に1回は接近し、影響がありました。特に、関東方面に多くの被害をもたらしました。ことしの台風は、雨量がすごく多く、災害被害は拡大しました。室戸市においては、9個の台風影響がありましたが、特に甚大な被害はなかったようです。しかし、太平洋上を北上し、東にそれ、沖を通過した上陸していない台風21号による被害は大きかった。ここ数年直撃での被害は免れているとはいえ、毎年何らかの被害、影響はあります。ここ近年の台風大型化は、大変な被害をもたらしております。温暖化の影響でしょうか。以前であれば、2週間ぐらいで日本に来ていたものが、1週間そこらで来ております。野菜の生育や稲刈りなどの作業に影響します。海上では、船をつなぐなどの作業で財産を守ることなど、室戸の人々は台風になれているとはいえ、室戸に接近した台風の多かった年でありました。自分の財産は自分で守るとし、災害保険を掛けるなどして備えなければなりません。自然災害で生じた不可抗力な事故として法律上、賠償責任が発生しないケースがあり、台風での加害はおとがめがなしとはいえ、強風などでの影響で被害を与え、遺恨が残ることもあります。災害は忘れたころにやってくる、個人としても対策は講じなければなりません。ここ数年、空き家はふえたと思いますが、他人の財産に対し、2次被害、3次被害もなくするためには、空き家対策が必要だと思います。所有者が近くにいない場合や所有者不明の場合、その対策は困難になってきます。所有者にその管理方法等について、市としても対策をしなければならないと思うのですが、これらの固定資産税賦課徴収の観点からも、室戸市は把握できているのか、次の点をお聞きします。

#### (1)管理責任者について。

未登記及び登記上の所有者が不明の家について、管理責任はどのようになっているのでしょうか。

#### (2)災害時の空き家対策について。

所有者不明の空き家が破損した場合の対策はどのように行っているのでしょうか。

#### (3)行政の対応策について。

管理責任者に対して行政指導するなど求める方法はあるのでしょうか。

#### (4)補助メニューについて。

空き家対策の使い勝手のよい補助項目はあるのでしょうか。

#### (5)税徴収について。

死亡後、所有者の移転登記がされず、相続が不明になっている固定資産の賦課徴収についてはどのように行っているのでしょうか。

### 4番、室戸市庁内機構改革について。

#### (1)各課の編成について。

今回の機構改革については何点か理解することができますが、何点かは不可解なところがあ

ります。今議会の議案に出しておりますが、特に気になる点をお尋ねしますので、よろしくお願  
いします。

以前の編成でも水産課を残すなどを言わせていただきましたので、今回も次の点をお聞きし  
ます。

①企画財政課を以前より企画と財政に分けることはよいと思っておりましたが、奇をてらう  
ネーミングとなっております。SDGs、これでは市民にわかりにくいと思います。企画とは  
立案すること、財政とは公共政策の遂行とあります。企画財政課を企画課と財政課とシ  
ンプルに分けるだけでよいのではないかと思います。私は親しみやすいのですが、いかが  
でしょうか。

②市民課生活環境班を環境政策課と課に昇格させて行う政策とは何でしょうか。  
環境政策班で行う業務との違いをお聞きします。

③債権管理課の廃止についてですが、平成19年新設し、収納率が高知県内下位2番33位であ  
ったのが、現在26、27位あたりと順位は上がってきております。その実績を上げた債権管理課  
を課から室に格下げすることによって以前の体制に戻り、徴収率が下がると危惧しておりま  
す。また、債権管理課が取り扱っている住宅使用料などの私債権を税務課が業務とするのはお  
かしいのではないのでしょうか。私債権の回収は、強制徴収のできる公債権と違い、訴訟等の手  
続が必要で、より専門的知識が必要となると思います。その点などを考えれば、逆にほかの課  
で取り扱っている債権については、債権管理課を強化し、一括して回収を行う形が望ましいと  
考えるが、現在提案されている体制では、弱体化すると危惧されますが、債権は市の最も重要  
な財源と考えるが、市長はこの件をどのようにお考えでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（塚 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 脇本議員にお答えいたします。

まず、大きな1点目の(1)医療についてであります。

本市が有床診療所を新設する上で最初にクリアしなければならないハードルは、安芸保健医  
療圏における19床の病床の確保であり、この病床に係る医療整備計画の公募が8月から9月ま  
で県により行われ、本市を含め3団体が応募をしたところであります。この応募に係る1回目  
の審議である安芸区域の地域医療構想調整会議が11月5日に安芸市で開催をされました。

会議においては、応募のあった森澤病院、室戸市、田野病院によるプレゼンテーションが行  
われ、本市からは一般病床がなく、救急搬送や入院・外来を市外の医療機関に頼らざるを得な  
いこと、公的医療機関の整備は最優先すべき市の責務であること、新しい診療所に対する市民  
の熱い思い等を全力でその必要性を訴えてまいりました。直後に公表された15名の委員による  
採点結果は、森澤病院464点、室戸市537点、田野病院545点となり、本市は僅差ではありま  
すが、田野病院に8点及ばなかったところであります。

具体的な採点結果については、緊急性や地域課題を重視された地域の実情との適合では本市が最も高く、田野病院を30点上回る結果となりましたが、人材確保や資金計画が重視をされた計画の実現性では、増設予定の2団体に比べ、本市は新設予定であることなどから得点が伸びず、田野病院を38点下回る結果となりました。この採点結果は、本市にとって思ってもみない結果であり、力不足を痛感するとともに、新設の有床診療所を心待ちにしていた市民に対して非常に申しわけなく感じております。しかし、採択につきましては、この会議の結果で全てが決まるというわけではなく、今後、地域医療構想調整会議連合会や高知県医療審議会の中で引き続き協議が行われる予定となっておりますので、本市における有床診療所の必要性について、引き続き訴えてまいりたいと考えております。

なお、本市といたしましては、医療の問題は最優先すべき課題であることから、今回採択されなかった場合の次善の策として、有床診療所の病床設置に関する特例の活用に向けた取り組みをあわせて行っております。高知県におきましては、この制度に関する要綱が未整備であることなどから、現在県に対しこの特例に関する要件の確認や今後のスケジュール等について協議を行い、認可に係る要望をあわせて行っているところであります。

いずれにいたしましても、新診療所を整備し、地域医療体制を維持・充実させることは、達成しなければならない本市の最重要施策でありますので、病床の確保、その後の整備に向け、今後とも全力でしっかりと取り組んでまいります。

次に、(2)ふるさと納税についてであります。

まず、今年度のふるさと納税の状況及び今後の展開についてであります。先日も前段の議員に答弁をさせていただきましたとおり、本年11月末時点のふるさと納税額は5億6,500万円となっており、昨年対比で約2%、1,000万円の減少となっておりますが、11月のふるさと納税額は昨年対比で119%の増加となっておりますので、今年度は昨年と同額程度のふるさと納税額になるものと想定をしております。

次に、ふるさと納税の使い道についてであります。これまでは多子世帯の保育料無料化や自主防災組織への補助など、さまざまな事業に使用してきました。今後は、それらに加えて、海洋深層水事業など地域振興を目的とした事業にも積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、(3)新しい知事、県との取り組み、そのつき合い方に関しまして、どのように協調・行動し、職員にどのように指導するのかもあわせてお答えをいたします。

濱田新知事の選挙公約にありました尾崎県政の継承、中でも産業振興への取り組みにつきましては、より強力に実績の上がる改革への具体化を期待しているところであります。また、高知県では、本市と同じく他県と比べて人口減少や少子高齢化といった先行する課題があり、他県にない新たな施策の取り組みを期待をすると同時に、本市は台風時の越波や豪雨、津波などにより陸の孤島となる状況など、さらに厳しい状況下にあります。濱田知事には、そうした室

戸市の実情を御理解いただき、県政はもとより、国に対して新たな政策づくりにお力添えをいただけるよう、情報連携を密にしながら協調性を持って要望活動を行ってまいりたいと考えております。特に、濱田知事の大阪府副知事の経験を生かした関西圏域との連携、交流の強化による県勢の浮揚施策の推進には連動して取り組むと同時に、室戸市の応援隊など、独自の取り組みにもお力添えをいただけるよう要望してまいります。

なお、こうした要望活動を行うに当たっては、市議会議員の皆様や直接関係する市民の皆様にも御協力をいただくことにより、要望力を高められると考えますので、今まで以上に緊密な連携をいただけるよう取り組んでまいります。

職員への指導につきましては、課長会などで、他市町村の取り組みをまねるのではなく、他の市町村に先行して室戸ならではの特化した施策に取り組まなければ、室戸の再興はないと、その意識改革の重要性を常に訴えており、今後も職員の実力が発揮できるよう取り組み、発想力を育み、当市独自の施策が提案され、実現できるよう指導を強化してまいります。

次に、(4)近隣市町村との協力関係についてであります。

既にお答えしましたように、室戸ならではの施策に取り組む一方で、人口減少、少子高齢化への対策につきましては、一つの自治体だけでなく、例えば県東部地域、ひいては高知県全体で足並みをそろえた施策の必要性がより強く求められると考えております。観光面や道路整備においては、現在も安芸広域や徳島県南部と連携を持っているところではありますが、関西圏などからの観光客増加対策や頻発する台風災害の対応、また地域で暮らし続けられる医療体制の構築を考えたとき、広域での協力と行動は大変重要であると認識しております。今後も市町村長の方々が集まる会合などには積極的に参加し、連携した施策の提案など、広域でのチーム力を構築できるよう取り組んでまいります。

次に、大きな2点目のブロードバンド整備についての(3)インターネット環境の充実についてであります。

インターネット環境の充実につきましては、今後の企業誘致や観光振興、移住者の受け入れ、また市民の方々が安心して暮らしていける医療環境の整備を行うに当たっても非常に重要であると考えております。回線の速度対策につきましては、運営事業者のほうで上位回線の増設等の対策を行っているところではありますが、10月に市内6カ所で実施しました市長との意見交換会の中でも、インターネットの速度が遅い、時間帯によりつながりにくい場合があるなどという御意見をいただいているところでもあります。こうした原因の一つとして、各家庭などに設置しているパソコンやWi-Fiルーターなどの周辺機器に問題がある場合も考えられますので、総務課または運営事業者に御連絡をいただきましたら、運営事業者が各家庭等へ出向き、機器等の調査もさせていただいているところでもあります。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、インターネット環境の充実は今後ますます重要になってくるものと認識をしておりますので、回線の速度対策について引き続き運営事業

者と協議してまいりたいと考えております。

また、令和2年度末で現在の契約が満了となるため、次期契約の方法については、現在課題となっている回線速度の確保を第一条件とし、あわせて光回線事業の全体のあり方について多くの事業者からさまざまな提案をいただけるよう、プロポーザル方式で行うこととし、現在のその仕様等について内部で検討を進めているところであります。

次に、大きな4点目、室戸市庁内機構改革についてのSDGsのネーミングについてであります。

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標であり、今回の機構改革では、この目標の理念に基づくまちづくりの推進や啓発を行うため、企画振興部署とジオパーク推進部署を統合し、SDGsまちづくり推進課に改編するものであります。

市の機構改革における基本方針は、1に、重要施策の推進に適した組織、2に、行政課題に効率的、的確に対応できる組織、3に、誰もがわかりやすく、市民にとって利便性の高い組織となっており、そうした観点からも、議員御指摘のとおり、SDGsというネーミングは市民にも職員にもなじみが薄く、わかりにくいと認識をしております。課長会等でも協議を行いましたが、わかりにくい、理解されていない、呼びづらいなどの意見が多く、もう少し普及浸透してからの取り組みがよいのではないかと御意見もいただきました。

そうした御意見や基本方針に準じず、SDGsの名前を提案しました第1の理由は、室戸市は今、他の市町村と同じような施策に取り組んでいる場合ではないという危機的で正念場にあると、強く感じております。これは、議員も御案内のとおり、人口減少や少子高齢化、また南海トラフ地震による津波や台風、豪雨などの自然災害、どれをとっても室戸市は他の市町村よりも厳しい環境下に置かれています。こうした負の連鎖がどんどん室戸を衰退させていることを危惧しているからであります。以前、著名な方に、室戸市は「ゆでガエル」になっていると指摘をされたことがあります。まさしくそのように、私も感じ、危機感を高めているところであります。ちなみに、「ゆでガエル」とは、熱いお湯にカエルを入れると飛び逃げるが、水に入れてじわじわ温度を上げていくと、カエルは温度変化に気がつかず、命の危機を感じないままゆで上がり、死んでしまうという例えであります。

こうした新たな取り組みの重要性を、職員にも、市民にも強く感じていただけるようなインパクトのある施策が必要であると常々考えておりました。そのシンボリックな取り組みの一策にならないかとの提案であります。こうした厳しい室戸市の再興には、他の市町村がまだ取り組んでいない新たな施策、特効薬が不可欠な町となっております。未知に挑戦をする勇気とそうしないと室戸市は衰退、あるいは瀕死の重傷を負うという大変厳しい現実を認識し、職員にも、市民も、一体となって取り組まなければならない状態に室戸市は置かれているという危機感を持って、なれない言葉であっても、難しい物事であっても、他に例がなくとも、魅力のあ



る強力な室戸市を創造するために重要な施策であれば積極的に取り組み、立ち向かっていかなければなりません。

御案内のとおり、SDGsはユネスコが提唱して、国際社会が推進する大変崇高な理念であります。どこよりも早くこうした理念を新たなまちづくりに取り入れるということは、大変意義深いことであると考えましたし、国際社会に貢献する室戸市のアピールにもつながるものと確信をしております。

また、同課のSDGsに関する業務につきましては、次期室戸市総合振興計画を初めとする各計画の策定及び進捗管理を行う中で、SDGsの理念を反映できるよう、早期に職員や市民を対象とした研修会を開催するなど、その啓蒙・啓発に取り組んでまいります。

次に、環境政策課の新設についてであります。市民課生活環境班から課に昇格させる背景には、現在協議を行っています芸東衛生組合の解散に伴う業務移管により、し尿処理業務やリサイクルセンター業務などへの対応が必要となっております。また、その他の主な業務としましても、温室効果ガスの総排出量の削減を目標として策定しています室戸市地球温暖化対策実行計画の推進及びトイレや海岸のごみ、雑草対策など、市内全体の環境美化への取り組みなどがあり、課体制とすることで環境政策の強化、またより一層の推進を図る必要があると考えているところであります。

次に、債権管理課の廃止についてであります。

本市におきましては、平成19年度に滞納整理課を新設し、市税等の徴収強化に取り組んだことで一定滞納債権の圧縮が図れたことを踏まえ、債権管理課と税務課で別々に行っていた同種業務を統合することにより、職員数の削減や事務の効率化につなげるために債権管理課を税務課収納班と統合し、税務課内に室体制として改編するものであります。

議員御質問の課から室にすることにより、徴収率が下がるという危惧についてであります。これまで債権回収業務の取り組みを行っている中で、本市には債権回収に係るノウハウが蓄積されていること、また平成28年度に発足した安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構と連携した徴収体制も構築されていることなどにより、室体制になりましても徴収率の低下を招かない取り組みができると考えております。

また、税務課内で私債権を扱うことにつきましては、県内他市においても同様の事例もあり、室戸市課設置条例や室戸市行政組織規則等に私債権に関する規定を明記することにより、問題はないと判断しているところであります。

次に、他の債権も一括して回収する形が望ましいという点についてであります。現在債権管理課が扱っている債権は、市税、国保税、住宅使用料、住宅新築資金等貸付金で、租税債権管理機構には市税等とセット案件として介護保険料及び後期高齢者医療保険料等を移管している状況であります。また、その他の債権につきましても、債権管理課職員が未収金ヒアリングなどを通じて他課の職員へのアドバイスを行うなど、全庁的な取り組みを推進しているところ

であります。債権の回収につきましては、市民の方々の不公平感の解消や市の財源確保の観点から、大変重要な課題であると認識しており、今後におきましても、債権管理部署への債権の一元化も含め、よりよい債権の管理体制の構築を検討してまいります。

私からは以上であります。関係課長から補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（塚 喜久美君） 黒岩総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（黒岩道宏君） 脇本議員に、大きな2点目のブロードバンド整備について市長答弁を補足いたします。

まず、(1)Wi-Fiについてであります。

議員お尋ねのフリーWi-Fiとは、公衆無線LANの通信方式の名称で、コンビニエンスストアの店内など、外出先において無料で高速データ通信を利用し、インターネットに接続ができるサービスのことでありと認識をしております。このサービスを提供しております市の施設としましては、市役所本庁舎、保健福祉センター、室戸世界ジオパークセンター、キラメッセ室戸、室戸ドルフィンセンターの5カ所がございます。また、接続状況であります。施設管理者等からも特に問題があるという報告は受けておりませんが、同一敷地内でも無線機から離れると使えないということがございます。これにつきましては、無線の性質上、やむを得ないものであると考えているところであります。

次に、(2)ADSLと光回線についてであります。

市長のほうからもお答えをしておりましたが、私も市長との意見交換会に参加をさせていただきまして、議員御指摘のように、住民の方からも光回線のスピードが遅いであるとか、ADSLのほうが速いんじゃないかといった厳しい御意見もお聞きをしたところであります。室戸市の光回線の通信速度について、運営事業者とはベストエフォート100メガbpsでの各家庭への提供をサービス内容とする事業の運営に関する協定書を結んでいるところでございます。この100メガbpsという速度につきましては、快適なインターネット速度の目安とされている25から30メガbpsを大きく上回るものであり、常にこの速度が保たれていれば問題はないわけではありますが、これはあくまで最大通信速度を定めたものであって、実際の通信速度は回線の混みぐあいや使用している機器の性能などで変わってくるものであり、常に保証されているものではないということでもあります。このベストエフォート方式につきましては、インターネット契約において一般的にとられている方法であり、例えば、ADSL何かについても、こうした契約方法になっている場合が多いということでもあります。そうした意味で、ADSLは通信速度が基地局からの距離に影響される面もありますが、例えば、基地局の近くに住んでおり、利用者が少ない時間帯に行くということなどの一定の条件がそろえばADSLのほうが速くなるということも考えられます。ただし、ADSLにつきましては、早ければ2023年にも廃止されるというような報道もなされているところであります。

いずれにいたしましても、通信速度はインターネット利用者にとって大変重要な問題であり、市といたしましては、これまでも数度にわたり運営事業者に対し速度改善の要請を行っており、事業者においても上位回線枠の確保などにより、一定の改善を進めてきたところではありますが、議員御指摘のように、対応がまだ十分でないとの声があることも承知をしておりますので、引き続き運営事業者と協議の上、改善に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、市長からも答弁いたしましたように、来年度いっぱいまで現在の協定に基づく契約が終了いたしますので、次期の契約につきましては通信速度の確保を最優先とし、ベストエフォート方式を含めた契約のあり方を見直すとともに、光回線事業全般について多様な提言をいただき、経費等も含め総合的に判断できるようプロポーザル方式により行うこととしているところであります。以上です。

○議長（塚 喜久美君） 西村財産管理課長。

○財産管理課長（西村城人君） 脇本議員に大きな3点目の空き家対策についての(1)管理責任者についてお答えします。

一般的に、占有者のない空き家の場合は、所有者が管理責任者であり、建物の保全などについて義務を負うこととなります。また、未登記及び登記上の所有者が不明の場合であっても、それまで占有・使用していた方の財産・資産であるため、管理責任はその方々であると考えます。

次に、(2)の災害時の空き家対策につきましても、基本的に空き家は管理責任者において対応・対処することとなりますので、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者の調査を行い、適正な管理をお願いすることとなります。

なお、瓦れきが道路などに飛散した場合であって緊急を要するときは、道路啓開の面より、管理責任者以外の者によって除去等されることもあります。

また、(3)の行政の対応策などとしましては、前段でも申し上げたとおり、所有者が不明または未登記の場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく調査や現地聞き取り調査などにより所有者を特定し、同法に基づき助言・指導をしていくこととなります。また、あわせて管理責任者に空き家の活用や倒壊するおそれのある老朽住宅についての除去費などの補助金の説明と活用を勧めることとなります。

先ほどの(3)の行政の対応策とも関連しますが、(4)の補助メニューにつきましては、現在活用対策としまして、移住・定住促進を図ろうとするもので、空き家改修費等補助金制度があり、空き家バンクに登録している者など、補助対象要件などはいろいろとありますが、概要としましては、空き家の改修及び家財道具の処分に係る事業で、補助金額につきましては、改修は補助率が10分の10で、上限が182万4,000円、また改修の必要がなく、家財道具等の処分のみ場合は、補助率2分の1で、上限額は10万円となっています。また、倒壊の危険性の高い建

物については、住宅の老朽度の測定基準により評定し、国における不良住宅と同等のものを対象として、老朽住宅除却事業費補助金制度があり、補助金額は取り壊し工事の10分の8で、上限が164万5,000円であります。

なお、各補助制度につきましての概要について説明させていただきましたが、補助要件など詳細につきましては、申請時などに御確認いただけるようお願いいたします。

私からは以上であります。

○議長（堺 喜久美君） 西岡税務課長。

○税務課長（西岡佳久君） 脇本議員に、大きな3点目の空き家対策について、(5)税徴収等についての死亡後所有者の移転登記がされず、相続が不明になっている固定資産の賦課徴収については、どのように行っているかについてお答えをいたします。

所有者が亡くなられた後、移転登記がされていない場合の対応といたしましては、まず相続人の洗い出しのため戸籍調査を行います。相続人が確定しましたら、相続人関係図を作成し、最終的に相続人全員の共有資産としてそのうちの一人から相続人代表者届を提出していただいた上で課税をしております。また、相続につきましては、配偶者は必ず相続人となり、配偶者以外での優先順位として、第1順位は子供、孫、ひ孫、養子など、第2順位は父母、祖父母など、第3順位は兄弟、姉妹などとなっております。兄弟姉妹が多くいるなどの場合は、法定相続人が多くなり、本籍地のある市町村に対して行う戸籍調査等に非常に長期間を要する場合があります。今後におきましても、相続が不明となっている固定資産の賦課徴収につきましては、引き続き戸籍調査等による相続関係を十分に確認の上、適正な課税に努めてまいります。以上です。

○議長（堺 喜久美君） 脇本健樹議員の2回目の質問を許可いたします。

○7番（脇本健樹君） 7番脇本。2回目の質問をさせていただきます。

まず1番、市長の施策について、(1)医療についても関連しますが、ふるさと納税についてです。

限られた予算の中で、ふるさと納税の寄附額はここ2年10億円を超すなど、室戸市にとって大変大きな財源になっています。寄附金の使い道については、5つの事業がありますが、単純に1事業当たり1億5,000万円ぐらい使用できることとなります。ふるさと納税制度がこれからも順調であれば、室戸市として各事業別に1億円規模の事業が行えるということと考えますが、地域医療対策課において、現在いろいろと多岐にわたり事務量も多いはずですが、一刻も早く診療所設置に向け進むように、この納税寄附を充てていただければと思います。

4つ目の医療に関する事業について、今までどのような事業に幾ら利用しておりますか、お聞きします。

それと、尾崎前知事も室戸市は関西圏寄りの東のかなめということであったと思います。まず、関西方面より観光客等を取り込みを行っていただきたいので、5つ目の市長が認める事業

としてありますので、室戸市が他市より発展できるようしっかりと見きわめて利用してください。

2番です。理解したところと理解してないところがございましたが、ブロードバンド整備についてです。

ネット環境の不満から、別の光回線やプロバイダーを調べていたところ、NTT関連のホームページでは、室戸市にはNTT回線が利用できるとなっております。移住を考える方々の基準となるネット環境であります。誤解を与えることとなります。市としては、この件は認識しておりましたか。これでは、今後NTTに事業を任すと判断されますが、よろしいのでしょうか。この件の事実関係を確認し、早急に対応するようにしてください。

それと、以前から言っているように、仕事に支障が出てはいけません。どのようなやり方でもよいので、思い切った改善を望みます。

4番、室戸市庁内機構の改革について、(1)各課の編成について。

環境政策課については、芸東衛生組合が解散し、その業務が市に移管されることなどで課にしたと新聞に出ていましたが、現在芸東衛生組合が行っている主な業務は、清掃面でのし尿処理、リサイクルセンターの資源ごみの処理と思えますが、両方とも業者に管理を委託しており、業務的にはさほど多い事務量ではないと思えます。それならば、今回新設しようとするSDGs課の環境班という位置でいいのではないかと思います。市の政策をするという点からSDGs課の中の環境政策をする環境班のほうがよいと思えますが、この点をお聞きします。

次に、債権管理課ですが、安芸の租税管理機構への移管のケースについて、債権管理課から資料をいただきましたが、平成29年度の移管件数は58件、移管金額は3,647万3,478円、収納金額は2,559万4,381円、機構への負担金は913万5,292円、1件当たりの負担金額は15万7,505円、平成30年度の移管件数は63件、移管金額は3,147万4,020円、収納金額は2,290万1,829円、機構への負担金額は1,329万6,889円となり、1件当たりの負担金額は21万1,062円となっております。この数字を見ますと、回収していただいた金額から機構への負担金額を引いた実際の歳入になる金額は、29年度は1,645万9,089円、30年度は960万4,040円となっております。機構が収納した金額の29年度は約64%、30年度は42%となっております。税金の約半分が負担金として消え、市の歳入とはなっておりません。移管された金額等の資料もいただきましたが……。

(発言する者あり)

○議長(堺 喜久美君) いや、どうぞ。

○7番(脇本健樹君)(続) 1件当たり負担金額は、先ほども申し上げたように、29年度15万7,505円、平成30年度21万1,062円なのに、移管した金額別に見ますと、平成29年度が10万円以下が7件、10万円から20万円未満が6件、平成30年の10万円以下が9件、10万円から20万円未満が8件あります。これでは、機構が回収してもほとんど負担金となり、市には入ってこないケースが移管されます。今回の機構改革が行われ、市の体制が弱体化されれば、たとえ収

納率は上がっても市の大事な財源は市に入ってきません。このことは、私債権についても同様に思いますが、この点についてどう考えられるか、お聞きいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（塚 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 脇本議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。大変恐縮でございますが、一部ちょっと聞きにくい点もございまして、答弁漏れがありましたら、また御指摘賜れたらと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

大きな1点目では、ふるさと納税に關係して、その使い道等について何点かの御質問、市政を問われたと思えます。

御指摘にもありましたように、ふるさと納税は本市における財源確保対策としては最も重要な政策の一つじゃないかと受けとめておりまして、1回目の答弁で申し上げました以外にも、ただいま御指摘にありましたように、医療整備に關係する事業、さらには関西圏域における観光交流事業等、室戸市の活性化に關係する事業につきましては、積極的に活用できる範囲で対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

それと、SDGsの今回の新たな課の中に環境課という新しい課を設置しなくても、そのSDGsの中に環境班的な体制で取り組んでいけるぐらいの芸東衛生組合の今の事業じゃないかという、あわせての御質問であったかと思えますけれども、環境政策課につきましては、芸東衛生組合ということの引き継ぎ業務もありますけれども、もっと大きくには1回目の答弁でお答えしましたように、室戸市の環境行政の強化、その推進に向けて強化を図りたいということで、これは県下の他市の状況を見ましても、大体環境政策課等を設置をされて、町の環境行政には強力に取り組んでいるという背景も受けとめて、今回見直しをするものでございまして、御理解賜りますようによろしくお願ひを申し上げたいと思えます。

以下、關係課長のほうから補足説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚 喜久美君） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 脇本議員の2回目の御質問にお答えします。

私のほうからは、まず1の(2)ふるさと納税の關係ですけれども、これまでこの寄附金をどのぐらい医療關係に使ったというところですが、直近3年間です、地域医療対策室及び地域医療対策課關係の業務で見ますと、平成29年度は基金は充当した事業はございませぬ。平成30年度では、地域医療確保支援事業補助金や地域医療計画策定、看護師確保対策補助金などに計4,021万1,000円を充てております。また、本年度につきましては、予算ベースになります、先ほど申しました事業に加え、市立診療所建設基本設計委託料などに充てておりまして、予算ベースで6,296万8,000円を取り崩す予定となっているところでございませぬ。このふるさと室戸応援寄附金の基金につきましては、同基金取扱要綱で5つの事業を対象事業としておりまして、今後におきましても地域振興に必要な施策については施策の財源としてです、活用は

していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、機構改革の中の環境政策課の件ですけれども、芸東衛生組合から業務が移管するということを理由にしている中でですね、そのし尿処理とかりサイクルについては、業者に委託するんで業務がないんじゃないかという御指摘ですけれども、その委託をするに当たっての業務は当然室戸市のほうにおりてきますので、まずその業務があるというところと、あと市長も申しましたが、この芸東衛生組合の業務以外にですね、室戸市次期温暖化対策実行計画の推進とか、トイレ、海岸のごみなどの市内全体の環境美化への取り組みに力を入れていこうという目的がありますので、現行の班体制から課体制とすることで、その推進が図れるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 山崎債権管理課長。

○債権管理課長（山崎 桂君） 脇本議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

大きな4点目の機構改革に関連してですけれども、債権管理課を課から室に格下げをするということでございましたけれども、まず税の移管の案件につきましてはですね、一定平成19年から滞納整理課ができて安芸の機構のほうにも移管をしております、一定の滞納額が圧縮をされてきております、毎年の移管の金額が減ってきているという、まず現状がでございます。御指摘のような負担金に対して収入額が減ってきているのではないかと、市の収入分が減ってきているのではないかとという御指摘でございますけれども、また1件当たりの負担件数21万円程度に対してですね、それよりも低い税額のを案件として移管しているのは、非効率じゃないかという御指摘であったと思いますけれども、これまで滞納整理業務に当たりましてはですね、基本的には自分たちで徴収していくという基本的な考え方には変わりはありませんけれども、移管案件の選定に当たりましてはですね、県外の転出者でありますとか、あるいは長期滞納者、それから居所不明者、そういった市だけの対応では徴収が困難なケースについて個々の内容を精査した上で判断をさせていただいております、またこういった徴収が困難なケースにつきましては、納付された方との不公平をなくすという観点からも適正に滞納整理を行う必要があることから、そういった少額の場合もですね、移管案件になる場合がございますことで、よろしく願いいたします。

○議長（堺 喜久美君） 黒岩総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（黒岩道宏君） 脇本議員の2回目の質問にお答えをいたします。

NTTの光回線のお話ですが、私のほうもNTTの光回線は、室戸市までは引き込まれないという認識をしておりますので、事実関係を調査の上、NTTのほうに誤りであれば適切に対処していただくように申し入れを直ちにしたいと思います。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 脇本健樹議員の3回目の質問を許可いたします。脇本健樹議員。

○7番（脇本健樹君） 7番脇本健樹。3回目の質問をさせていただきます。

2回目の質問で理解したことはたくさんありますが、4番目の室戸市庁内機構改革についてもう少しお聞きします。

債権管理課の仕事内容については、理解しているつもりでございます。ただ、債権管理課の廃止についてですが、やはり課から室になり、税務課の中に組み込まれるということは、どうしても組織が弱体化と思われれます。そして、私債権の回収を税務課の一部署がするというのは、税務課という名前から非常にわかりにくく、課設置条例の分掌事務で市税の賦課徴収及び賦課に関する事、次に市税等の滞納整理及び処分に関する事となっておりますが、この内容で私債権の回収を行うのが税務課であるとは思えない、税務課という名のままでは業務を行うのはいいのかと疑問に思います。特に、私債権については、その回収業務を行うに公債権とは違い、行政徴収力がないと聞きます。今回の報告にありましたが、住宅使用料の訴えの提起を税務課長が行うにも違和感を覚えますし、訴訟等の必要な私債権の回収業務には、法律的な専門知識も必要となります。私債権についても、一部は機構をお願いしていくこととなると思いますが、平成30年度の住宅使用料の滞納額は2億320万5,617円、水道料金の滞納金額は1,459万810円、その他の課にも債権はあると思いますが、これらの債権回収業務を債権管理課で一括してするほうがより効果的ではないかと思いますが、いかがでしょうか。水道料金などは、1件当たり滞納額は少額な負担金で考えられますので、機構には移管しにくいのではないかと思います。機構の設立はまず市町村が汗をかき、その後徴収が困難なケースについて機構が徴収を行うということとお聞きしております。やはり債権課を残し、さらに充実させるのがよろしいのじゃないかと思いますが、市長、いかがでしょうか、ちょっと答弁をいただきたいんですが、よろしくお願ひします。

3回目の質問をこれで終わります。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 脇本議員の3回目の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

債権管理課を室にするのは弱体化するのではないかということが主な御指摘ではなかったかと思ひます。

1度目の答弁でもお答えさせていただきましたように、一つには安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構に職員を派遣をして一定その人材が育ったという背景があります。

それと、税務の中で主になって回収事業をやってきた従来の体制もあることから、そこなんかをミックスしてしっかりと育った人材で関係する税徴収に向けて取り組むという体制の中で、今回は収納率が落ちるといふことがないような取り組みがしっかりとできるんじゃないかという判断で、税務課のほうに市として設置する方向を御提案をさせていただいたところでございますので、御検討、御理解賜りますようによろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。以上でございます。



○議長（堺 喜久美君） これをもって脇本健樹議員の質問を終結いたします。

健康管理のため、11時25分まで休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（堺 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、濱口太作議員の質問を許可いたします。濱口太作議員。

○9番（濱口太作君） 9番濱口。議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を行います。

1の高齢者の交通事故対策についてお伺いをいたします。

最近のニュースでよく耳にするのが高齢者ドライバーによる交通事故です。以前は、これほど耳にすることはなかったように思いますが、最近はやたらと耳に入ってきます。近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、75歳以上の高齢者運転の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立っております。警察庁では、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人ふえ、663万人になることを推計をしております。こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の道路改正法で、75歳以上の免許保有者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけています。また、政府の未来投資会議では、75歳以上のドライバーによる事故が75歳未満の2倍以上発生していて、多くがブレーキとアクセルを踏み間違えるなどの運転ミスによって起きていることから、こうした事故を防ぐためには、自動ブレーキ搭載車に限って運転ができる限定免許証の導入も検討をされております。

高知県における昨年の高齢者が絡む人身事故は691件発生しており、死者は18人で全体の死者29人の62.1%を占めています。また、高齢者の死者18人のうち、75歳以上が11人、61.1%となっており、全死者に占める高齢者死者の割合は全国ワースト15位となっております。

そこで、お伺いをいたしますが、昨年の室戸警察署管内における高齢者の交通事故の実態はどのようになっているのでしょうか。

この高齢者の事故の多い現状に対し、県警においては今後は各種機材を使った高齢者の交通安全教室、交通ルールの遵守や夜間の反射材や明るい色の着用の促進や運転に不安を感じる運転者への自主返納の勧奨とともに、地域交通網の形成に向けた関係機関、団体への働きかけなど、運転免許証を返納しやすい環境づくりを重点項目として取り組むとされております。運転免許証の自主返納については、県内においても徐々にふえており、昨年は2,000人を超したと聞いておりますが、本市においては何人が自主返納されているのか、お伺いをいたします。

この自主返納者に対して何らかの特典を与えている市町村もあるようですが、本市はどうでしょうか。

また、この高齢者の交通事故や運転免許証の自主返納について、市長が会長をしている交通

安全対策会議においてはどのような対策を検討されているのか、お伺いをいたします。

この運転免許証の自主返納が進まない理由については、公共交通機関の利便性の問題があり、返納後の移動手段の確保に対する不安が挙げられております。この移動手段の確保については、県の中山間振興部長は、9月県議会において、昨年度市町村の移動手段等の実態調査を行い、ヒアリングも行っている。今後は、実態調査の結果も踏まえ、市町村が新たな移動手段確保や仕組みづくりを行う際には、県としても構想の段階からかかわり、財政支援も含めたさまざまな支援を行っていくと答弁をされております。東西に53キロの長い海岸線や奥地を抱える本市の地形、高齢化や過疎化の進行を考えますと、住民の生活や社会福祉の向上のためには、通院や買い物等の日常生活を支援するための新たな移動手段としての巡回バスの運行に取り組まなければならない時期に来ていると考えますし、このことが運転免許証の自主返納や高齢者の交通事故防止にもつながっていくと考えます。この巡回バスの運行については、9月議会での同僚議員の質問に対し、9月に地域公共交通会議を立ち上げ、10月には県補助を活用した地域交通網形成計画の策定に取りかかると答弁をされていますが、現在の進捗状況と地域公共交通会議の委員にはどのような方々を選ばれたのか、お伺いをいたします。

この新しい移動手段を考える場合に、一番問題となるのは既存のバス路線との問題だと思えます。現在、7路線の運行を行っている安芸市の元気バスにおいても、東部交通との重複を避けるために、国道での発着は行わないなど、配慮がされております。しかし、国道延長の長い本市にあって、東部交通との重複を避けての路線の確保ができるのか、心配もされる所があります。また、東部交通への本市が出している補助金の過去3年間の推移を見てみますと、平成28年度が2,026万2,000円、平成29年度が2,680万2,000円、平成30年度が3,211万3,805円となっており、毎年度600万円ふえております。これは、人口減少と高齢化によるものだと考えますが、今回の地域交通網形成計画の策定に当たっては、既存の東部交通の路線の見直しも含めた計画にしないと、住民の利便性の高い移動手段の確保は困難だと考えますが、市長の所見をお伺いをいたします。

次に、2の働き方改革についてお伺いをいたします。

(1)の市役所の働き方改革についてお伺いをいたします。

今、国を挙げて働き方改革が叫ばれております。安倍内閣が提唱する働き方改革は、同一労働、同一賃金の実現、長時間労働の解消、高齢者の就業促進などで、ヨーロッパ諸国に遜色のない水準を目指していると言われております。平成26年度に総務省が実施をし、まとめた地方公務員1人当たりの時間外勤務手当に対する実態調査では、都道府県と主要市の常勤職員1人当たりの時間外勤務時間は158.4時間であり、国家公務員の233時間は下回りますが、民間事業所の154時間より多い結果となっております。また、過労死のリスクが高まる一つの目安とされる月80時間超の職員も1.1%、約5万人いるという結果となっておりますが、本市職員の時間外勤務の実態はどのようになっているのか。また、月80時間を超す職員はいるのか、お伺い

をいたします。

平成31年4月、働き方改革関連法により改正された労働基準法が施行され、時間外勤務の上限が規制をされるようになりました。しかし、民間とは違って地方公務員は人事院規則等の改正が必要なため、時期的にはおくれますが、地方公務員においても時間外労働の上限が法規制されることは確実視されております。地方公務員の働き方改革は、2つの面で行われています。その一つは、人事評価制度の導入であり、もう一つは会計年度任用職員制度の導入であります。人事評価制度は、2014年に地方公務員制度が改正をされ、人事評価が義務づけられております。これによって任用、給与、分限、その他に発揮した能力及び挙げた業績などの勤務成績の結果に応じた措置を講ずることが義務づけられました。人事評価制度は、個々の職員の働きぶりを上司が評価することであり、その評価点で任用、配置、処遇等が決まるわけですから、個々の職員の働き方は上司の意向によって左右されることになってしまいかねません。また、評価の基準や方法は任命権者が定めるとされておりますが、本市では人事評価をどのような方法で実施をされ、その結果をどのように活用しているのか、お伺いをいたします。

次に、会計年度任用職員についてお伺いをいたします。

働き方改革の一環として、同一労働、同一賃金による格差是正の取り組みが政府方針のもとで民間のみならず地方公務員においても、格差是正の一環として地方公務員法、地方自治法が改正をされました。地方公務員は、1994年の328万人をピークとして、適正管理やアウトソーシングなどで大幅に削減されました。さらに、市町村合併による組織機構再編でも削減が進みました。その結果、正規職員は50万人以上も減少し、2018年には273万7,000人となっております。総務省の地方公務員の臨時、非常勤に関する実態調査では、2006年から2016年までの10年間で、地方自治体の正規職員が26万人減少する一方、非正規職員は21万人増加して64万3,000人となっております。正規職員が非正規職員に置きかえられている実態がわかりますが、本市の職員構成はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

今回の会計年度任用職員制度の創設は、非正規職員の身分保障と待遇の改善を行うものであると理解をしていますが、来年4月から始まる制度ですので、私も十分な理解ができていません。的を射てない質問もあるかとは思いますが、会計年度任用職員について、次の点について質問を行います。

1点目として、募集はどのような方法で行いますか。また、年齢制限はありますか。

2点目として、採用に当たっては競争試験、または選考の方法がありますが、本市はどのような方法で行いますか。

3点目、給与月額基準はどのように定めますか。また、学歴や経験年数は考慮されますか。

4点目、期末手当の支給はありますか。あるのであれば、幾ら支給されますか。

5点目、退職手当は支給されますか。支給されるのであれば、幾ら支給されますか。

6 点目、再度任用は可能ですか。

7 点目、特別職、非常勤職員から一般職に移行するのはどのような職種ですか。

8 点目、人事評価は行いますか。

次に、(2)の教員の働き方改革についてお伺いをいたします。

平成29年4月28日に、文部科学省が公表した2016年度の公立学校を対象に実施した教員勤務実態調査では、小学校では3割、中学校では6割の教員の残業時間が月80時間の過労死ラインを超えております。働き方改革が叫ばれるようになり、教員の長時間労働がしばしばテレビや新聞で放送され、注目されるようになりました。2016年までの10年間で63人もの教員が過労死で命を落としています。しかし、この数字は労災に認定された者だけであり、因果関係が明らかにされなかった者を含めると、相当数の教員が長時間労働によって何らかの障害を来していると考えられます。2016年夏には富山県の中学校教諭が、2017年6月には大分県の中学校教諭が過労死で亡くなっていますが、それぞれの直近1カ月の時間外労働は120時間、170時間だったと言われております。教員の勤務は、授業時間のほかにも授業準備、採点などの成績処理、学習指導、学校行事、学級運営などに加え、教員の研修や保護者対応、部活の顧問など、さまざまであり、時間内に仕事を処理し切れないという声がほとんどなのも理解ができます。中でも、長時間労働の大きな要因となるのが部活動だと言われております。放課後の練習などは、当然のことながら、土、日曜日には練習試合、春休み、夏休みなどは大きな大会も続くため、休日もほとんど休めないという教員が多いのも実態です。

そこで、本市の実態についてお伺いをいたします。

本市の教員の時間外勤務の実態はどのようになっていますか。

2 点目、教員の勤務時間はどのように定められておりますか。

3 点目、出勤や時間外勤務の確認はどのように行われていますか。

2018年12月6日に、中央教育審議会から教員の長時間労働などの解決に向けた答申案が提出され、2019年1月25日に、正式に答申としてまとめられたガイドラインが示されました。このガイドラインには、時間外勤務を月45時間、年360時間を上限とする。自発的とされていた時間外の授業準備や部活動を勤務時間とする。年単位で勤務時間を調整し、休日のまとめ取りをする変形時間労働制の導入を認める。教員、学校、地域がかかわる業務を整理して、担うべき仕事を明確にするなどが示されており、時間外勤務に上限が設定されたことと自発的な時間外業務を勤務時間としたことなど、国がガイドラインとして提示したことは、大きな前進だと思いますが、このガイドラインとはどういった性格のものなのか。また、いつまでに実施しなければならないといったものなのか、お伺いをいたします。

少し前になりますが、NHKの「とさ金」という番組で、「どう見直す 教員の長時間労働」をテーマにした放送がありました。見た方もいるかとは思いますが、身近な県内の学校の実態ですので、紹介をしたいと思います。

それは、県が初めて調査をした教員の勤務状況であり、業務のモデル校にした20の学校の勤務状況を調査したものでした。中でも、中学校8校の4月の時間外勤務の実態は、84.55時間に上っており、過労死ラインとされる月80時間を上回っていました。割合は50%で、2人に1人が苛酷な勤務となっていました。この状況に対し、県の伊藤教育長は、これは適切な状況ではない。すぐに改善していかなければならない状況にあると答えていました。教育現場の取材に応じた土佐市立高岡中学校は、教育委員会の調査では、残業時間90.37時間ですが、この原因について校長先生は、その理由を授業の分であれば、生徒数が多いので1人の先生が持っている授業数、学級数が多いので時間がかかる。部活については、いろんな部活を展開しているので、ほとんどの教員が部の顧問または副顧問をしているので超過勤務を強いていると答えていました。また、残業時間を減らすために退校時間を定め、それを守るように呼びかけているとも語っていました。

もう一校、教育委員会の調査で残業時間は53.36時間と8校の中で一番少なくなっている高知市立三里中学校が取材を受けていました。三里中学校では、残業を減らすために学校独自の改革として、月曜日は部活を休むノ一部活デーを実施し、全校一斉に部活を休み、生徒は5時に下校、教員も6時までに退勤する。これによって、月10時間以上残業を減らしています。しかし、一方でふえたものがあります。それは、勤務時間に記録されない自宅で行う残業であり、取材を受けた教員の場合は、平均で3時間、これを加えると過労死ライン月80時間を超えるという結果になっていました。毎日新しい授業をどうしようかと考えることがプレッシャーになっているようでもあります。こうした授業の背景にあるのが学習指導要領の改訂で、教員が一方的に教えるのではなく、主体的、対話的で生徒みずからが考え、思考を深めていける授業への改善が求められているからだと言われております。実際にその教員の授業では、みずからが問題を用意し、手づくりのパワーポイントで説明、教材中心の授業ではなく、みずから教材をつくり、生徒が自分の力で問題が解けるようにしていました。インタビューに答えた校長先生は、子供をいかに授業に意欲を持たせ、参加させる授業が必要になってくる。どうしても教員は、不安な面が出たら自宅でやるケースも多々あると思う。これに関しては、教員になった以上は教材研究から避けることはできない。ずっと退職までそういった部分についてはついてくると語ってありました。

番組の最後に、長時間労働が続く教員の時間外勤務をどう見直すか問われた伊藤教育長は、部活動であればそれを任せられる外部の方、専門家の方に引率とか練習を含めてやってもらう。学校にお願いしているアンケート調査とかも、本当に必要なものはどれなのか、大きく削減していきたい。管理職は、教員がどういうふうに働いているかしっかりと勤務時間を管理する中で、働き方改革に向けてしっかりとマネジメントしていただく、そういった総合的に取り組むことで月45時間以内におさめるという形で進めていきたいと語ってありました。

そこで、お伺いをいたしますが、本市では県の調査のモデル校となった学校はあるのでしょ

うか。あれば、その調査結果はどのようになっていたのでしょうか。

また、本市の学校において時間外勤務を減らすための取り組みを行っている学校はあるのでしょうか。あれば、その取り組みについて説明をお願いします。

最後に、今回示された働き方改革のガイドラインについて、長年教員を務められ、学校現場にも精通している教育長の所見をお伺いをいたします。

最後に、3の室戸高校存続への取り組みについてお伺いをいたします。

ことし何年かぶりに室戸高校の卒業式に出席をしました。この卒業式の中で、5人の生徒に表彰の伝達が行われました。その内容は、総合学科高等学校優秀者表彰、産業教育振興会中央会長表彰、高知県産業教育振興会会長表彰、全国商業高等学校協会表彰、全国福祉高等学校長表彰であります。このほかにも公益財団法人書道芸術院主催の第70回全国学生書道展において、書道芸術院理事長賞を受賞した生徒もいるとのことでした。卒業式終了後、校長先生と話す時間がありましたので、これほど全国的な表彰を受けた生徒がたくさんいるとは知りませんでした。このことを市民や学校、保護者の皆さんにも知らすべきではないかと話をさせていただきました。ことしは、これまで以上に広報に力を入れたいと話していましたが、残念ながら校長先生は4月の異動で転勤となりました。また、5月の新聞報道では、地域を支える人材育成を目指し、文部科学省が本年度から始めた地域との協働による高等教育改革事業の指定校に、高知県で唯一室戸高校が選ばれました。この室戸高校の現状の広報については、室戸高校魅力化の会においても意見が出されていたように思いますが、教育委員会としてことしはどのような取り組みをされたのか。また、予定されているのか、お伺いをいたします。

7年前に、室戸高校が高校再編の対象になってはいけなと、同僚議員や市民有志の方々と室戸高校に女子野球部をつくり、県内外から生徒を集めようという活動を行ってきました。多いときには、部員も30人近くいましたが、全国的な女子野球ブームで女子野球部をつくる学校もふえてきましたし、ことしは愛媛県の新田高校や県内でも中央高校が女子野球部をつくり、新田高校には15名、中央高校には11名が入部をしております。このように、四国内の私立高校に女子野球部ができたことにより、部員の確保が厳しい状況となっております。これまでのように女子野球部での県内外からの生徒の確保が困難になれば、今後においては市内からの室戸高校への進学者をふやさなければなりません。このことについて、教育委員会や室戸高校魅力化の会では、どのように考え、どのような取り組みをされるのか、お伺いをいたします。

平成30年12月、高知県教育委員会において、県立高等学校再編振興計画の平成31年度から平成35年度までの後期実施計画が示されました。この計画では、室戸高校については女子野球部の活性化を図る取り組みやジオパークを生かした教育活動を展開し、地域とともに生徒の確保に努めている。一方、生徒数の減少等により、複数の系列や選択科目を置くことが困難となっており、このままでは総合学科の特色を生かした教育活動の維持が難しくなってくる。よって、平成30年度を起年度として、3年連続して入学者が40人に満たない状況があり、将来的に

も生徒数の確保が困難と想定される場合には、単位制普通科への改編を検討することとされており、この県の再編計画をどのように受けとめているのか、お伺いをいたします。

また、総合学科から普通科への改編がされれば、どのようなデメリットが考えられるのか、あわせてお伺いをいたします。

4年前に、総務文教委員会の行政視察で島根県の離島、海士町の視察を行いました。この海士町には、県立の隠岐島前高校がありますが、平成20年には生徒数が28人となり、統廃合の危機が迫っていました。島から高校がなくなれば、高校進学のために子供は中学校卒業とともに島外へ行かざるを得なくなる。親は、子供の生活援助をするが、負担は大きくなる。ならば、一層のこと、家族と一緒に島外へ行ったほうが経済的負担も少ないし、島を離れても仕事はある。このようなことになれば、人口流出は加速し、やがては町の担い手もなくなる。島前高校の存続は、町の超過疎化に直結する大きな問題となるとの考えから、海士町は教育改革に乗り出しました。それが島前高校魅力化プロジェクトでありますし、その結果、生まれたのが地域と高校の連携型学習塾「隠岐國学習センター」であります。この学習センターでは、生徒一人一人に合った学習を島前高校と連携して行っています。また、生徒が自分の夢や将来について発表したり、ディスカッションをしたりして、その夢に近づくためにはどうしたらいいのかを考える「夢ゼミ」も週1回行っております。この学習塾は、当初は民家の空き家を利用していましたが、生徒数の増加により手狭となり、私たちが訪れた年の4月には、海士町が2億3,000万円をかけて建築した木造の学習塾が完成をしていました。現在、島前高校には島留学という形で全国から生徒が集まっており、生徒数は200人を超えています。人口わずか2,300人の離島のこの取り組みについてどのように思われるのか、市長の所見をお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（堺 喜久美君） 昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午後0時1分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（堺 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 濱口議員にお答えをいたします。

まず、大きな1点目の高齢者の交通事故対策についての(3)新たな移動手段についてであります。

室戸市地域公共交通会議につきましては、令和元年11月27日に第1回会議を開催したところであります。会議では、当該会議の目的と役割、地域公共交通網形成計画の概要、当市の公共交通の現状及び今後のスケジュールについて確認をし、公共交通が不便で外出が困難な住民の現状や目指すべき室戸市独自の交通体系の方向性などについて意見交換を行いました。

御質問の室戸市地域公共交通会議の委員構成につきましては、道路運送法施行規則に規定さ

れる当該会議委員の構成及び県内の他市町村の例を参考に選定をしており、旅客自動車運送事業者として高知東部交通株式会社などから3名、住民または利用者の代表として室戸市常会長連合会などから5名、国土交通省四国運輸局高知運輸局支局から2名、高知県から交通運輸政策課など2名、道路管理者として安芸土木事務所室戸事務所から1名、高知県警察室戸署の交通課から1名、その他として室戸市社会福祉協議会から1名の計15名の方々に委員をお引き受けいただき、私を含めた計16名で室戸市地域公共交通会議を立ち上げたところであります。

今後におきましては、公共交通及び住民ニーズなどの現状を調査・分析した上で、コミュニティバス、自家用有償運送及び近年開発が進んでおりますスマートフォンを活用したライドシェアなどの中から最適な手法について当会議で十分に議論し、既存の路線バスやタクシー等への影響を考慮した上で、主に高齢者を対象としたきめ細かな交通サービスが提供できるよう取り組んでまいります。

次に、利便性の高い移動手段の確保に係る既存の高知東部交通株式会社の運行するバス路線の見直しについてであります。議員御案内のとおり、今後室戸市が独自の交通体系の構築に取り組むに当たり、当市の地形上、既存のバス路線との重複を避けるのが困難であることに加え、既存のバス路線の利用者減少に伴い、路線維持に係る補助金額は年々増加している状況であります。しかしながら、当該バス路線は本市における唯一の公共交通であり、長きにわたり存続させるべきものであることに加え、本年3月に策定されました高知県東部広域地域公共交通網形成計画において、広域的な課題として既存バス路線の改善に取り組むよう位置づけられているものでありますことから、当該バス路線のあり方や室戸市独自の交通体系の構築に係る既存のバス路線との調整につきましては、高知県地域交通協議会東部ブロック会と連携して取り組む必要があると考えております。

次に、大きな2点目の働き方改革についての(1)市役所の働き方改革についてであります。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律は、労働者がそれぞれ事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する、働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずることを目的に労働基準法等の改正が行われたところであります。

本市におきましても、働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、年度当初に時間外勤務の状況について各課長とのヒアリングを実施し、繁忙期には他部署の職員からの協力体制をとるなどの措置も講じたところであります。今後におきましても、公務能率の増進を図り、長時間労働を削減していくため、適材適所の職員配置や課を超えた連携や助け合いがますます必要となってまいります。そのためには、職員のやる気を引き出す管理職の役割も大変重要であると考えております。こうした状況を踏まえ、働き方改革を推進するため、すぐれた人材の確保と育成が必須であり、その体制づくりと強化に今後とも努めてまいります。

次に、大きな3点目の室戸高校存続への取り組みについての(3)公設学習塾についてであり



ます。

島根県海士町の取り組みについては、以前より私も大きな関心を持ってお聞きをしております。この11月に大分県で開催されました日本ジオパーク全国大会のときに、同じ隠岐郡である隠岐の島町の池田町長さんに隠岐島前高校の状況をお伺いしました。8年間で全生徒数が89人から180人と2倍に増加した離島の学校であります。教育関係では、御紹介もありましたとおり、日本初となる高校教育魅力化プロジェクトや島留学、島親制度、そして学校・地域連携型公立塾隠岐國学習センターなど、大いに参考すべきものであると考えております。こうした離島の高校の立地を考えると、室戸高校の立地は恵まれているのではないかと考えます。海士町の取り組みに勝る魅力ある施策も必要であり、その対策は必ず身近にあると感じております。現在、室戸高校に対する支援につきましては、室戸市総合振興計画においてうたっており、入学祝い金の交付や室戸高校前バスロータリーやバス待合室の整備など、直接的、間接的に支援を行っております。来年度からは、新たに通学支援として、路線バス定期の一部補助等も予定しているところであります。

また、公設塾につきましては、室戸高校の魅力化のために設置は必要であると考えております。現在、運営形態や課題等について室戸高校との協議を行っており、早期実現に向けて取り組んでおりますが、さらにスピードアップが必要だと感じております。

また、室戸高校の魅力の周知に関しましては、本年度の新たな取り組みである室戸応援隊、特に関西圏での応援隊には大学や企業、団体など、各業界で御活躍されておられる方々や本市にゆかりのある方などに本市への情報提供や施策提言、室戸市のPRをしていただくものですが、この室戸応援隊の皆様にも室戸高校の取り組みや生徒の活躍などの周知に取り組んでいただき、入学生の確保対策の強化を図りたいと考えております。

いずれにいたしましても、地元の若者が室戸高校へ通うことはもとより、他の地域からも通いたくなる、通わせたいとなる室戸高校となるよう、今後も室戸高校魅力化の会等と協議を重ね、室戸ならではの具体的な施策を早期にまとめ、室戸高校存続のための支援を強化してまいりたいと思っておりますが、室戸高校の魅力化と室戸市の人口減少対策は連動した施策が大事と考えておりますので、より強力に取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上であります。教育長及び関係課長から補足答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堺 喜久美君） 黒岩総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（黒岩道宏君） 濱口議員に市長答弁を補足いたします。

大きな1点目の高齢者の交通事故対策についての(1)室戸署管内における高齢者の交通事故の現状についてであります。

昨年の室戸署管内における交通事故につきましては、事故件数が24件で、そのうち65歳以上

の高齢者の事故件数は12件、全体の50%となっております。

次に、(2)運転免許証の自主返納についてであります。

本市の65歳以上の高齢者で運転免許証自主返納された方の人数につきましては、平成30年度は51人、今年度は11月末現在で49人となっております。自主返納者に対する特典といたしましては、移動支援として、東部交通のバス運賃の半額割引、市内タクシー業者の運賃の10%割引などがございます。また、保健介護課が実施している室戸市中山間地域等タクシー利用助成事業においても、対象の年齢要件として、通常は対象地区に住所を有する満75歳以上の世帯であります。免許を返納した場合は65歳から対象となることとしております。そのほか、生活支援として、量販店から2,000円分の商品券が発行されるなどの特典があるようでございます。

次に、市の運転免許証の自主返納に対する対策といたしましては、平成30年度より室戸市運転免許証自主返納支援事業費補助金制度として、先ほど説明をいたしました各種特典を受けるために必要となる運転経歴証明書の交付手数料についての補助を行っております。高齢者の交通事故防止対策としましては、警察や交通安全協会と連携し、高齢者に対する交通安全教室を実施するとともに、老人クラブ未加入など、交通安全教育を受ける機会が少ない高齢者の交通安全対策を行うため、地域の実情を把握している民生児童委員などに交通安全講習を受講していただき、日常高齢者と接する機会に交通安全アドバイスをを行うシニアセーフティーアドバイザーの育成事業などを行っております。また、毎月15日前後に、市担当、警察、交通安全指導員、芸東更生保護婦人会の方々が数グループに分かれ高齢者宅を訪問し、交通安全を呼びかける活動を行っております。県内で高齢者の交通死亡事故が多発していることを受け、高知県警が主体となり、9月に実施した高齢者1万人訪問キャンペーンにも参加し、市内7地区、延べ375人の高齢者を訪問したところであります。

次に、大きな2点目の(1)市役所の働き方改革についてであります。

まず、本市職員の時間外勤務の実態についてであります。長時間勤務職員を把握し、その改善を図ることを目的として各所属長が毎月初めに所属職員のタイムカードを確認の上、月50時間を超える時間外勤務を行っている職員がいる場合は、該当職員と面接し、健康状態や長時間勤務の要因を把握し、その改善に向けた具体的な取り組みについて総務課へ報告書を提出することとしており、また改善するまで経過観察を毎月報告するようにはしていただいております。本年度4月から10月までの間に長時間勤務報告書の提出があった件数としましては、4月26件、5月7件、6月ゼロ件、7月3件、8月1件、9月2件、10月1件の延べ40件となっております。そのうち80時間を超える件数は、4月14件、7月1件の計15件であります。

なお、4月と7月につきましては、人事異動や年度初めに伴う引き継ぎ、選挙に関する業務などの増加が主な要因であったと考えられます。

今後の取り組みといたしましては、来年度から本格稼働を予定している勤怠管理システムの導入により、庁舎内外において所属長が職員の勤務実態を日々把握することが可能となるた

め、職員の長時間勤務対策に有効に活用してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、職場内での協力体制や業務改善、意識改革を行う必要がありますので、引き続き職員研修を行うとともに、課長会において課内会、班会を開催し、職場での情報共有を図るよう徹底をしてまいります。

次に、人事評価制度についてであります。

人事評価制度は、評価結果の活用を図ることにより、職員の人材育成、能力開発を推進するとともに、仕事の成果や効率化、職員のモチベーションの向上、組織の活性化などを目的に実施しているところであります。本市では、職務を遂行するに当たり発揮された能力や意欲の行動状況を評価する能力評価と、職務、職責上で要請される目標や成果に関する達成や実現について結果の状況や度合いを評価する業績評価の2種類により評価をしているところであります。評価期間は、4月から翌年3月までの1年間となっており、部局や役職に応じ設定された1次評価者と2次評価者により段階的に評価される仕組みとなっております。業績評価につきましては、年度当初に評価者と期首面談を行い、個々に応じた具体的な目標設定を行い、期末面談により目標に対する実施状況について確認し、評価することとなっております。また、あわせて期間内に発揮された職務行動をもとに能力評価をいたしております。結果の活用につきましては、4月から翌年3月までの評価結果に対するAからEまでの評価結果に基づき設定された昇給号数や成績率により、翌年4月の昇給及び翌年6月と12月の勤勉手当に反映させていくこととなっているところであります。

次に、本市の職員構成であります。12月1日現在の職員数は、正規職員が253人、臨時・非常勤職員は247人となっております。

次に、会計年度任用職員制度についてであります。

まず、①募集方法及び年齢制限についてであります。募集についてはホームページ等を通じた公募を原則とし、年齢制限はしない予定です。

次に、②採用方法についてであります。本市では面接等による選考を考えております。

次に、③給料月額基準額につきましては、事務職の職員につきましては、その他の試験区分の高校卒業者と同額を予定しております。保育士等資格を要する職や保健師等専門性の高い職については、学歴も考慮した初任給基準とすることを想定しております。また、経験年数につきましては、本市における同一職種の経験を加算することを想定しているところであります。資格を要する職や専門性の高い職については、その職の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した民間や他の地方公共団体での経験も初任給基準に加算できる仕組みを考えております。

次に、④期末手当の支給についてであります。年2.6月の支給を予定しております。ただし、1年目の6月期の支給は対象期間が4月1日から6月1日までとなるため、0.39カ月分の支給となります。

次に、⑤の退職手当の支給につきましては、フルタイム会計年度任用職員は常勤の職員の条例を適用し、支給対象となりますが、現在フルタイムでの任用を想定しておりますのは、有資格者の保育士でありますので、その他のパートタイムの会計年度任用職員については支給はされないものとなっております。

次に、⑥の再度の任用についてであります。任期終了後、人事評価等の客観的な能力の実証に基づき同じ職員が再度任用されることは可能です。ただし、公募によらない能力の実証に基づく再任用は原則2回までと考えております。3年目には、再度公募による試験を行います。

次に、⑦特別職非常勤から会計年度任用職員へ移行する職としましては、外国語指導助手、文化財調査員、まちなみ保存専門員、家庭児童相談員、公民館長、生活改善センター館長、教育研究所長、広報編集員、地域おこし協力隊員、移住促進相談員、集落支援員、援助困難ケース対策職員の12職種となっております。

次に、⑧人事評価につきましては、人事評価等の客観的な能力の実証に基づき原則2回まで再度任用されることができるとなりますので、正規職員と内容は異なりますが、人事評価については実施することとしております。以上です。

○議長（堺 喜久美君） 武井教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（武井知香君） 濱口議員に、大きな2点目の働き方改革についての(2)教員の働き方改革の①本市教員の時間外勤務の実態についてお答えいたします。

まず、教員の時間外勤務の実態についてでございますが、教員の時間外勤務につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令により、いわゆる超勤4項目が定められております。1つ目が、校外実習その他生徒の実習に関する業務、修学旅行その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要な業務の4項目のいずれかに従事する場合、臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限られ、原則時間外勤務を命じないものとするとしてされておりますので、今回は教員が職務に従事している全時間から休憩時間等を除いた勤務時間を除く在校時間等ということでお答えさせていただきます。

室戸市内小中学校教員の9月から11月の直近3カ月の勤務時間を除く在校時間等を1人当たり平均いたしますと、9月が約48.6時間、10月が約43.2時間、11月が約42.4時間となり、3カ月の平均では約44.7時間となっております。

次に、2点目の教員の勤務時間がどのように定められているのかについてでございます。

教員の勤務時間は、高知県の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例により、1週間当たりの勤務時間が38時間45分と定められております。その勤務時間の割り振りにつきましては、室戸市教育委員会教育長事務委任規程により、学校長に委任されておりますので、各学校により始業時間と終業時間が違い、多少の違いはありますが、1日の勤務時間は7時間

45分となっております。

次に、3点目の出勤や時間外勤務の確認はどのように行われているのかについてでございます。

出勤等につきましては、本年9月に、市内全小中学校に導入をいたしました校務支援システムにより学校長などが教員の勤務状況を確認することができるようになっており、勤務時間を除く在校時間等が長時間になっている教員に対しましては、学校長が面談などにより、健全で効率的な勤務形態となるよう指導を行うことといたしております。

次に、大きな3番目の室戸高校存続への取り組みについての(1)市内中学校から室戸高校への進学者をふやすための取り組みについてでございます。

室戸高校では、特色ある活動や取り組みが実施され、第43回高校総合文化祭「さが絵文2019」弁論部門において、高知県の代表に選ばれるなど、多方面ですばらしい実績を上げているところでございますが、まだまだ広く市民の方、特に室戸市内の中学生やその保護者の方に周知されていないことが課題でございます。室戸高校魅力化の会でも、まず取り組むべきは、室戸高校の魅力の発信・周知であるということで、広報活動に取り組んでいるところでございます。昨年度は、「広報むろと」に卒業生やPTA会長の思いなどの記事を掲載いたしました。本年度は室戸高校の生徒の活躍などを周知するための「室戸高校にCome On!」と題し、「広報むろと」での連載を10月号から始めております。また、室戸高校への支援制度の周知につきましては、来年度から取り組むことを予定しています通学支援を含む現在の支援制度のお知らせ文書を中学校を通じて各御家庭に配布し、制度の周知に努めております。

次に、女子野球部への入学者に関しましては、濱口議員の御指摘のとおり、室戸高校魅力化の会でも入学者の減少が懸念されており、さらなる広報活動等が望まれているところでございます。

そこで、室戸高校では、学校の活動や生徒の活躍等の情報発信を強化するために、教員による広報部を本年9月に立ち上げ、在校生による学校紹介を中学校2校で実施し、中学生からは室戸高校がこんないろいろな活動をしていて魅力があることを知らなかった、室戸高校に行ってみたいと思うようになったとの声もあり、好感触を得られたとお聞きをいたしております。また、生徒たちからは、私たちの室戸高校の現実の姿を地元の人が知らない、人の集まるイベントなどに参加して、室戸高校の魅力をプレゼンテーションしたいと提案があったということもお聞きをいたしましたので、市や地域のイベントなどで高校生が室戸高校を紹介できる機会が持てるよう、積極的に協力してまいります。

いずれにいたしましても、市外からの入学者をふやす取り組みと地元室戸市内からの入学者をふやす取り組みの両方が必要であると認識をいたしておりますので、今後も積極的に支援してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（堺 喜久美君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 濱口議員に大きな2点目、働き方改革についての(2)教員の働き方改革について、②国から示されたガイドラインについてお答えをいたします。

このガイドラインは、こういった性質のものなのかについてであります。平成31年1月25日付で、文部科学省より示されました公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインは、議員の御質問のありましたように、勤務時間を除く在校時間等が1カ月45時間以上とならないことや、年間360時間以上とならないことなどが示されており、その趣旨には教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況をつくり出すことが、学校における働き方改革の目指すところであるということなどが明記されております。これは、管理職が時間外勤務を命令できる、いわゆる超勤4項目以外の校務が長時間化している実態を踏まえ、勤務時間を除く在校時間等も対象として上限の目安の時間を示すことにより、実効性を高めようとする性質のものと考えております。

なお、このガイドラインは、学校における働き方改革に向けた努力義務を示したものであり、強制力があるものではなく、実施の期限についても明記されておられません。

次に、県の調査のモデル校となった学校はあるのかについてでございます。

室戸市内の小中学校でモデル校として指定された学校はございませんが、室戸市では9月より全小中学校に校務支援システムを導入し、教員の勤務時間を除く在校時間等を把握できるようになりました。その結果、本年9月から11月までの室戸市内小中学校の平均は、1カ月当たり45時間の上限には至っていないものの、上限を超える在校時間の教員の存在もありました。現在各学校長の業務改善マネジメントの進捗管理の徹底や各中学校においては、部活動方針の厳守など、効果が見込まれる取り組みを指示しており、在校時間等の削減を図っております。

続きまして、今回示されました働き方改革に関するガイドラインについての私の所見ということですが、学校は勤務時間に対する意識が弱いのではないかと感じており、今回示されました教員の働き方改革に関するガイドラインにより、自発的な勤務とされていた部活動、生徒指導、授業の準備等が、在校時間等として認められ、目安時間も示されたことは、管理職員や教職員に対して長時間勤務をなくすための強い動機づけになると受けとめております。そして、教育委員会として明確な方針を示し、必要な環境整備を行い、教育委員会の取り組みだけでなく、学校組織や個々の教員の業務の見直し、学校と家庭や地域の担うべき役割の確認等を総合的に行うことにより、ガイドラインの実効性が担保されると考えております。教育委員会、管理職員、教職員の意識改革だけでなく、地域住民や保護者の理解・協力は欠かせないと考えております。

続きまして、室戸高校存続への取り組みについて、(2)県立高等学校再編振興計画の後期実施計画についてであります。

濱口議員の御質問の中にもありましたとおり、室戸高校は統合等の対象にはなりませんし

たが、平成30年度から3年連続して入学生が40人に満たない状況で将来的にも生徒数の確保が困難と想定される場合は、単位制普通科への改編を検討することとされており。室戸高校の入学者数は、平成30年度が20人、平成31年度が34人となっており、令和2年度の入学生が40人に満たなかった場合、単位制普通科への改編の検討に入ることになることが想定されます。単位制普通科は、学年制ではありませんので、高校卒業のための単位を生徒自身で組み合わせ学習することとなります。そのため、総合学科から単位制普通科に変わることになると、総合学科だからこそできる地域連携の授業などの時間が少なくなり、室戸の歴史や文化に関する授業の実施が困難になります。また、現在の総合学科では、工業、商業、福祉、芸術など幅広いコースの中から自分の進路に合わせたコースを選択できますが、単位制普通科になれば、その選択できるコース数は減少することになります。

いずれにいたしましても、生徒の減少が続きますと、令和6年からの再編計画では、統廃合の対象として検討される可能性がありますので、入学生40人を確保することが重要になってきます。室戸高校の存続につきましては、昨日の議員にもお答えしましたように、室戸市全体の課題であり、学校、行政、地域が一体となった取り組みが必要であります。室戸高校には、さらなる魅力ある学校づくりや進路保障を行っていただき、私たち市民や行政は環境整備の支援を行う。こういう取り組みを継続して行うことが、室戸高校の魅力化につながり、入学生の確保につながっていくと考えております。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 濱口太作議員の2回目の質問を許可いたします。濱口太作議員。

○9番（濱口太作君） 9番濱口。2回目の質問を行います。

まず、1点目の高齢者の交通事故対策についてでございますが、現在室戸市での運転免許証の保有者が8,782人います。このうち高齢者が3,727人、高齢者割合は42.4%となっておりますが、この高齢者の運転免許保有者の中には、運転に不安を感じている人も多いと思います。この不安を感じている高齢者に対し、自主返納を促す意味からも、特典をもっと充実すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。また、室戸市は他の市町村と比べて特典が少ないという声もよくお聞きをいたします。

次に、この特典を知らないという人も多いように思います。実は、私も正直知りませんでした。この特典に対する住民に対しての周知はどのような方法で行われているのか、お伺いをいたします。

次に、新たな移動手段に対し、県の中山間部長は財政支援も行うというふうに言っておりますが、どのような財政支援があるのか、お伺いをいたします。

2の働き方改革についてお伺いをいたします。

最初に、人事評価制度についてお伺いをいたします。

その方法等どのようにやっておられるかということは、説明の中で十分承知をいたしました。この人事評価の結果を、例えば任用、給与等に反映するという御説明もありましたが、給

与等に反映するという事になれば、公正な評価が行われなければ、職員の間不公平感や人事評価に対しての不信感も生じてくると思われます。この不信感等をなくすためには、評価者の評価基準に対する目線を一定に合わせ、評価者によつてのばらつきをなくすようにする必要があつたと思ひますが、そのためにはどのような工夫を行つてゐるのか、お伺いをいたしませう。

次に、市役所の仕事は課によつて随分違ひませう。業務内容、事業量、困難度、配置職員等が異なつてゐませう。この人事評価結果の活用の仕方が不平等や不公平にならないようにする方策が当然必要であると思ひますが、この課の仕事が課によつて異なるという点は、どのような方策で基準を求めているのか、お伺いをいたしませう。

また、評価者のレベルを一定にするための研修やこの制度の理解を深めるための研修はどのような方法で、またどのぐらいの頻度で行つてゐるのか、お伺いをいたしませう。

次に、会計年度任用職員について何点かお伺いをいたしませう。

まず、1点目が現在市役所で働いてゐる臨時職員、この方が多分会計年度任用職員に切りかわる例が多いと思ひますが、この臨時職員に対する会計年度任用職員制度についての説明は行ひませうか、どうでしょう。臨時職員の方はですね、来年4月から制度が変わるということで、非常に不安に思つてゐると思ひませう。

次に、2点目として、来年4月からの採用となりますと、時間的な余裕は余りないと思ひませうが、採用までの今後のスケジュールはどのように考へてゐるのか、お伺いをいたしませう。

最後に、この制度の実施に伴ひませう、新たな財源が必要になってくると思ひませうが、どのぐらいの財源を予定してゐるのか、お伺いをいたしませう。

また、これに対しての国の財源支援はあるのか、あわせてお伺いをいたしませう。

次に、教員の働き方改革についてお聞きをいたしませう。

1回目の質問の中で紹介をした高岡中学校では、教員の仕事をサポートするような職員、私とちょっと名前は忘れましたが、そういう職員がおりませう。多分OBだつたように思ひませうが、本市の学校においてもこのような職員は雇用されてゐるのか、お伺いをいたしませう。

また、中学校で長時間労働の主要因とされておひませう部活動について、県の教育長は外部の方や専門家の方に練習の指導をやってもらうことも時間外勤務を減らすためには必要だというふうに言つておひませうけれども、本市で外部の方に部活を見てもらつてゐる学校の例はあるのか、お伺いをいたしませう。

最後に、3の室戸高校存続への取り組みについてお伺いをいたしませう。

教育長の答弁にもありませうように、県の高校再編計画において、3年連続して入学者が40人に満たない場合には、普通科への再編が検討されることとなつておひませうが、総合学科から普通科に改編されれば、その先に待つてゐるのは、私も教育長と同じように統廃合だろうと思ひませう。この総合学科を維持するためには、やはりこれまでやってないような新しい取り組みをする必要があろうかと思ひませう。その取り組みとして、私は学習塾が必要だと考へていま



したが、教育長や市長から、この学習塾について取り組むというふうな力強い答弁をいただきましたので、早期実現に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思います。ぜひ室戸高校と連携をして、室戸高校に行けば自分の目標としている進路に進むことができると言ってもらえるような学校を目指していただきたいと思います。

最近、県内でも公設塾を開設し、生徒確保に取り組んでいる学校がふえております。これらの学校と室戸高校の進路を比べてみますと、残念ですが、室戸高校は劣っています。これは、公設塾があるかないかの違いだと思います。現在の受験競争を考えてみますと、一定……。

○議長（堺 喜久美君） 濱口議員、あと5分です。

○9番（濱口太作君）（続） はい。一定レベル以上の進路を目指すためには、高校の授業だけでは限界があるのではないのでしょうか。「教育は人だ」と言われています。公設塾が成功するか否かは、優秀な人材を講師として迎えることができるのかにかかっていると思います。海士町の場合は、町長より海士町の教育改革を一緒にやってほしいと懇願をされた2人の人物がいます。2人ともに大手の企業で人材育成の仕事をしていましたが、海士町にIターンをし、1人は高校魅力化プロジェクトのコーディネーターとして、もう一人は学習塾の塾長として活躍をしています。市長は、日ごろから、私には県議時代に培ってきた多くの人脈があると語っておりますが、市長の人脈の中に室戸の教育改革をやっていただけるような人物はいないのか、お伺いをいたしまして、私の今定例会におきます一般質問を終わります。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 濱口議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

何点かの質問がありましたけれども、具体的なことにつきましては、担当課よりお答えをさせていただきたいと思います。私のほうには最後に室戸市の教育改革について、人脈の多いということを知っているのですが、ぜひ教育改革に取り組んでもらえる人材はいないかという問いであったかと思えます。

今、質問を受けまして、頭をめぐらせてみましたが、この段階で誰々というお名前を紹介するには至りませんが、そうした方がおればぜひアプローチをかけて皆さんにもお諮りしたいなというように思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堺 喜久美君） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 濱口議員の2回目の御質問にお答えします。

本市が独自に導入する移動手段への県の財政支援という点でございますが、現時点で本市が活用を考えているのが、高知県中山間地域生活支援総合補助金の中の移動手段・物流確保支援事業というメニューでございます。この対象事業としましては、新しい移動手段を構築するために行う実証運行に係る経費や実際運行に必要な車両の購入、または改造などが補助対象経費となっております。また、事業実施主体につきましては、市町村、または市町村が委託等

を行う交通事業者、NPO法人などで、補助率につきましては3分の2、補助限度額はなしとなっております。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 黒岩総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（黒岩道宏君） 濱口議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、免許返納の関係の特典が少ないんじゃないかということです。

他市を見てますと、いろいろ眼鏡屋さんとか、お米屋さんとか、いろんな商店からもですね、出ていることもありますので、商工会等を通じましてそういったことができないかということで今後やっていきたいと思えます。

また、周知につきましても、今、警察のほうではしていただけてますが、市のほうとしては格別取り組んではこれしていないので、特典の充実とあわせて広報活動についても今後強力に進めるようにしていきたいと思えます。

次に、人事評価制度についてですが、まず研修をしているかということです。研修については毎年年初めに、ことしでしたら5月16、17日に評価者と被評価者の合わせた研修をやっておりまして、1月にも評価者の研修を行うようにしています。その中で、評価者ごとのばらつきがあるんじゃないかということです。研修の中でも当然そういったことについては学んでいきますし、またことしからこの1月にですね、実際の評価をした評価者、管理職になると思えますが、調整会議ということで、それぞれがどういった評価を出したかというようなことのケース事例というようなことの協議をしてですね、ばらつきをなくしていくような対策も考えております。

それから、会計年度任用職員についてですが、臨時さんに説明をするのかということと、スケジュールということですので、あわせてお答えをしますが、一応この12月の議会が終わりましたら、末ごろに職員のひろばのほうで制度自体についての周知を1回流します。それを受けて、各課の、まずこれは担当者への説明会を年末に行うようにしています。年が明けまして、1月の前半に臨時職員の方に対する説明を行います。それが終わりましたら、さっき言いましたように、募集活動を行いまして、2月の中旬か中ごろぐらいには試験、面接になると思えますが、行いたいと思ってます。会計年度任用職員につきまして、当然待遇がよくなるということで、反面お金のほうも出ていくわけですが、今想定してますが、これはあくまで今総務課の段階の想定です。これから予算査定がありますので、どこまでなっていくかわからないんですが、今のところざっとで6,000万円ぐらいのふえるんじゃないかということになります。これは、はい、給料とか報酬だけでしたら3,000万円ぐらいなんですけど、結局社会保険とかいろんなもんかかってきますので、共済費とか変わってきますので、全体としては6,000万円ぐらいで、さらにまだ協力隊なんか別枠でありますので、どこまでそれを圧縮できるのかどうかというのは、今後財政の査定の中で検討していきたいと思ってます。以上です。

○議長（堺 喜久美君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 濱口議員の2度目の御質問にお答えさせていただきます。

現在市内の中学校におきましてはですね、最も在校勤務が長い部活動につきましては、部活動ガイドライン、週2日の休日の設定、平日は2時間程度、土日は3時間程度のこの厳守を徹底しております。さらに、室戸中学校ではですね、バスケットボール部で部活動の支援員を充当しております。ただ、いろいろ募集をしておりますけれども、放課後の4時からということもございまして、なかなか指導してくれる人がですね、いなくて、今関係のところにも働きかけてですね、募集をしておるところでございます。

それから、印刷とか提出物の確認、ドリル等の採点のスクール・サポート・スタッフは、これは現在室戸市は配置をできておりません。これは国のほうで予算化措置をされてですね、4月から新たに配置をされるようになっておりますが、全国小中学校3万校ございましてですね、そのうちの何百人という増加ですので、できるだけですね、高知県、こちらのほうにもいただきたいように県にも要望していきたいと思っております。

いずれにしても、先ほどの御質問のありました室戸高校の公設塾におきまして、やはり指導する人の問題がございまして、今後ですね、部活動支援員、スクールサポートを含めてですね、やはり熱心に非常に適切にやってくれる方をですね、これからお願いをするというところがですね、大きな課題となっておりますでございます。

○議長（堺 喜久美君） 黒岩総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（黒岩道宏君） 財源については、一応交付税措置をされるということになってますが、まだちょっとその辺明確ではないというところです。6,000万円というのは、あくまで仮の数字ですので、また上振れするのか、下振れするのか、ちょっと査定をしてみないとわからないところであります。

○議長（堺 喜久美君） これをもって濱口太作議員の質問を終結いたします。

これにて日程第1、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、あす11日は大綱質疑であります。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後1時54分 散会